

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月12日

香川県公安委員会委員長 伊賀三千廣

香川県公安委員会規則第12号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～30 略					1～30 略				
31 災害対策基本 法（昭和36年法 律第223号）	第13条第1項～第76条第2項 略				31 災害対策基本 法（昭和36年法 律第223号）	第13条第1項～第76条第2項 略			
	第76条の 4	道路管理者等に対する 災害時における道路の 区間の指定等の要請	略			第76条の 4	道路管理者に対する災 害時における道路の区 間の指定等の要請		○
第76条の5～第87条 略					第76条の5～第87条 略				
(1) 災害対 策基本法施 行令（昭和 37年政令第 288号）	第20条の2第1項～第20条の2第2項 略				(1) 災害対 策基本法施 行令（昭和 37年政令第 288号）	第20条の2第1項～第20条の2第2項 略			
	第20条の 2第3項	道路の管理者の意見の 聴取	略			第20条の 2第3項	道路管理者の意見の聴 取		○
	第20条の2第4項～第32条第1項ただし書 略					第20条の2第4項～第32条第1項ただし書 略			
	第32条第 2項	道路の管理者への通知	略			第32条第 2項	道路管理者への通知		○
	第32条第3項～第33条第2項 略					第32条第3項～第33条第2項 略			
第33条の 3第1項	道路管理者等からの災 害時における道路の区 間の指定についての通 知の受理	略		第33条の 3第1項	道路管理者からの災害 時における道路の区間 の指定についての通知 の受理		○		
(2) 略					(2) 略				
32～60 略					32～60 略				
61 原子力災害対 策特別措置法（	略				61 原子力災害対 策特別措置法（	略			

平成11年法律第156号)			
(1) 原子力 災害対策特 別措置法施 行令(平成 12年政令第 195号)	第8条第 2項	略	
	第8条第 2項	略	
	第8条第 2項	道路の管理者への通知 (原子力緊急事態宣言 があったときから原子 力緊急事態解除宣言が あるまでの間における 災害対策基本法施行令 第32条第2項の読替え 適用)	略
	第8条第 2項	略	
	第8条第 2項	略	
	第8条第 2項	道路管理者等からの災 害時における道路の区 間の指定についての通 知の受理(原子力緊急 事態宣言があったとき から原子力緊急事態解 除宣言があるまでの間 における災害対策基本 法施行令第33条の3第 1項の読替え適用)	略
62~101 略			
備考 略			

平成11年法律第156号)			
(1) 原子力 災害対策特 別措置法施 行令(平成 12年政令第 195号)	第8条第 2項	略	
	第8条第 2項	略	
	第8条第 2項	道路管理者への通知(原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法施行令第32条第2項の読替え適用)	○
	第8条第 2項	略	
	第8条第 2項	略	
	第8条第 2項	道路管理者からの災害時における道路の区間の指定についての通知の受理(原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法施行令第33条の3第1項の読替え適用)	○
62~101 略			
備考 略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。